

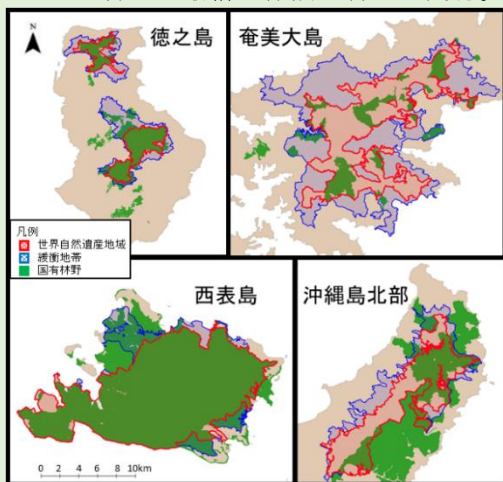
トピックス2 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録と国有林の貢献

(九州森林管理局)

令和3年7月に「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が我が国で5か所目となるユネスコの世界自然遺産※に登録されました。

九州森林管理局では、遺産地域の面積（約4万3千ha）の約7割を占める国有林野のほぼ全域について、平成3年から順次「森林生態系保護地域」（注）に設定してきたところであり、希少種保護のための巡視、外来植物の分布状況調査及び駆除、入林状況の把握、希少動物の密猟防止や希少植物の盗採掘防止に係る啓発等の取組を行い、森林の厳格な保護・管理に努めています。

注：保護林（49ページ参照）の一種で、遺産地域には、設定順に「西表島」（平成3年3月）、「奄美群島」（平成25年3月）、「やんばる」（平成29年12月）の3つの森林生態系保護地域を設定。それぞれその特質を踏まえて策定した「森林生態系保護地域保全管理計画」に基づき、遺産地域全体の包括的管理計画等にも整合した厳格な保護・管理を実施。



世界自然遺産地域・緩衝地帯と
国有林野の図面

- 鹿児島県奄美市(あまみし) 金作原(きんさくばる)国有林
- 亜熱帯地域に特徴的なヒカゲヘゴ

また、今回の登録に伴い、世界遺産委員会から、西表島等における観光管理、絶滅危惧種の交通事故死減少のための対策、緩衝地帯における森林管理等に対する要請がありました。

委員会からの要請に対応して、同局では、希少な野生生物を保護するため、専門家の意見を聞いて策定した森林生態系保護地域保全管理計画に基づき、希少な野生生物のモニタリング、生息環境の保全、外来植物の駆除等を行っています。また、希少植物の盗採掘や希少動物の車両との衝突死の防止のため、森林管理署等の職員が入林者に注意を呼びかけています。さらに、徳之島では、鹿児島森林管理署が地元関係者と、教育・研究やガイド付きのエコツアーのために「はげ剥岳林道及びみきょう三京林道の利用に関する協定」を締結し、この協定を基に、各林道にゲートを設置して林道の通行を教育・研究目的等の場合や同協議会が行うガイド付きのツアーで入林する場合に限定することにより、保護と利用の調整に取り組んでいます。

今後も、国、県、地元市町村及び地域の関係者が連携して、これらの要請に対応するとともに、引き続き、適切な保全・管理を行っていくこととしています。



- 鹿児島県大島郡(おおしまぐん)
天城町(あまぎちょう)
三京岳(みきょうだけ)国有林
- エコツアーガイドによる入林時の説明
(令和2年2月)

- 沖縄県八重山郡(やえやまぐん)
竹富町(たけとみちょう)
上原(うえはら)国有林
- 希少植物の生育状況の調査
(令和3年6月)